

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡 隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	畝倉畑かん地区 (飯野麓集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・当地区は、令和2年度に畑地帯整備事業が完了。
- ・人・農地プランは平成27年度に策定、令和2年度に更新。
- ・認定農業者は7経営体、うち法人は3経営体。認定新規就農者は4経営体。
- ・農地の集積率は高いが、集約化が進んでいないためほ場が分散しており作業効率が悪い。
- ・担い手の高齢化と後継者不在により、今後地域内の担い手の減少が懸念される。
- ・鳥獣被害も見受けられる。フェンスがあるが修理が必要。
- ・畔が狭く、大型機械が入りにくい。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・規模縮小や離農をする農地を担い手へ集積して団地化を進め、作業の効率化を図る。
- ・露地野菜、施設野菜等の団地化を形成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内農地及びその周辺の農地を「農業上の利用が行われる区域」とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地中間管理機構での賃借を進め、地域の担い手へ集積・集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
営農の継続が困難になった農地は、機構を通じて担い手への貸し付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
畑かん整備が完了している
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
認定農家などの担い手の育成を進める一方、関係機関との連携により営農意欲のある新たな若い就農者の確保や基本構想水準達成者の育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減肥料・減農薬	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

・防護柵の設置などの対策をしてきたが、今後も被害防止対策に取り組む。
 ・より収益性の高い露地園芸作物や施設園芸作物の生産に取り組むほか、効率的かつ高収益な農業経営を目指す。